

25都市建企第277号

平成25年 6月19日

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 御中

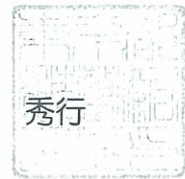
一般社団法人 日本建築構造技術者協会 御中

特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 御中

東京都都市整備局市街地建築部

耐震化推進担当課長 小林

秀行



アスベスト等で被覆された構造図がない鉄骨造の
特定沿道建築物の耐震診断について

構造図がない建築物は耐震診断実施にあたり部材や接合部の調査をし、構造図を復元する必要があるが、鉄骨造の建築物は被覆材にアスベストが含まれていることが多く、部材の調査費用が高額となり、診断費用が助成額を超える事例が少なからずみられる。

このため、アスベストで被覆された構造図がない鉄骨造の特定沿道建築物については、アスベストを撤去せず、調査箇所を1階の柱を1本、2階床梁を各方向1本ずつとするなど簡易な調査により部材を特定するとともに、接合部の強度については隅肉溶接相当とみなすなどして、診断を行っていただきたい。報告書等には、この旨を明記し依頼者に伝えていただきたい。

なお、補強工事に当たっては、工事に先立ち部材及び接合部の詳細な調査を行い、その結果によっては補強設計の見直しなどを行うものとする。

また、アスベストによる被覆材の他、部材の調査が困難な鉄骨造の建築物についても本取扱いに準じて診断を行っていただきたい。

(問合せ先)

東京都都市整備局市街地建築部

建築企画課耐震化推進係 寺沢・大津

電話 03-5388-3362

アスベスト等で被覆された構造図がない鉄骨造の
特定沿道建築物の耐震診断の流れ

